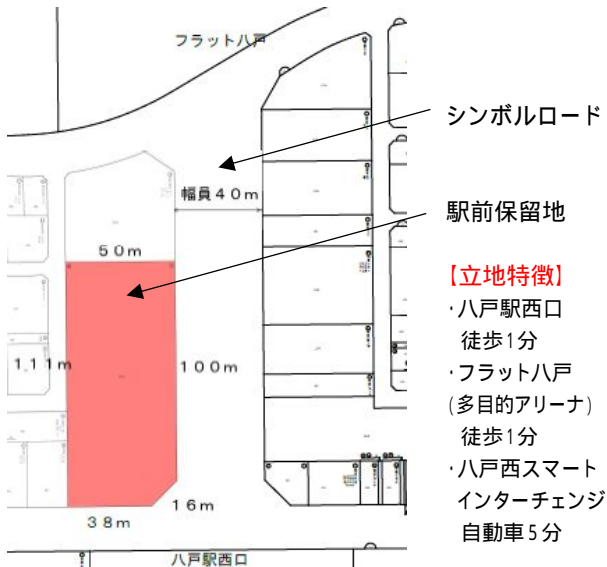


八戸駅西地区シンボルロード ニュースレター 第14号

令和5年1月6日 八戸市 市街地整備課

駅前保留地の再公募に向けたヒアリングの実施について

駅前保留地の再公募に向けて、事業者参入の可能性を高めるため、実際に興味関心を持っている事業者の意見をヒアリングすることで、再公募条件の整理及び検討、参加事業者の合同提案の可能性を模索します。



ヒアリングの実施日を、令和5年1月27日（金）としており、関心のある事業者の方の参加申し込み締切を令和5年1月20日（金）としていますので、詳しくは申込み先である、八戸市都市整備部駅西地区画整理事業所へお問い合わせください。

駅前保留地の臨時使用について

（ニュースレター第4号と同内容の記事です。）

上記の保留地については、調査の実施期間中など土地区画整理事業による処分（売却）の見通しが立つまでの当面の間、利用する見込みがないため、以下の条件で臨時的なイベント等に使用できるようにするために貸し出すことができますのでお知らせします。

1. 使用目的について

八戸駅西地区まちづくり計画の趣旨に沿って賑わい創出を図るもの。

（例）

- ・地域のレクリエーション大会など
- ・ミニコンサートやスポーツイベントなど
- ・キッチンカー、フリーマーケットなど

2. 使用できる条件

- ・1日または2日間程度で実施できるもの
- ・当該保留地を原状に復旧して返却するもの
- ・その他、管理上必要な条件を満たすもの

3. 使用料

- ・無料

4. 申請から使用までの流れ

- (1) 事前問い合わせ、相談
（実施日の3カ月前から1カ月以上前までお願いします。）
- (2) 申請書の提出
- (3) 承認書発行
（広告等の場合は承認後お願いします。）
- (4) 使用（実施）
- (5) 実施報告

5. その他

- ・市の都合で使用を認めない場合があります。
- ・この臨時使用の制度は、予告なく廃止となる場合があります。
- ・駅西地区の保留地の管理は駅西地区画整理事業所で行っていますが、この駅前保留地の臨時使用に限り市街地整備課が申請の窓口となり事務を進めますので、詳細は下記事務局へお問い合わせください。

このニュースレターは、八戸駅西地区、特にシンボルロード周辺の賑わい創出に向け、小さな案件、現状報告も含めて不定期に発行しています。

お気づきの点やお問い合わせなどありましたら、下記、事務局へ連絡をください。

【発行（事務局）】

八戸市都市整備部市街地整備課

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

電話 0178-43-9128 FAX 0178-41-2302

E-mail

shigaichi@city.hachinohe.aomori.jp